

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社インセック(以下「甲」という。))と株式会社インセックの労働者の過半数を代表する者(以下「乙」という。))は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定するものとする。

第1条(対象となる派遣労働者の範囲)

- 本協定は、甲が雇用し、労働者派遣事業において派遣就業する従業員のうち、第3条第1項第2号に定める職種に該当する者(以下「対象従業員」という。))に適用するものとする。
- 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とするものとする。
 - 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条(賃金の構成)

対象従業員の賃金は、基本給、賞与、給与手当、時間外労働手当、深夜労働手当、休日労働手当、通勤手当及び退職手当で構成するものとする。

第3条(賃金の決定方法)

対象従業員の基本給、賞与及び給与手当(以下「基本給等」という。))の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の2のとおりとするものとする。

- 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、次のとおりとするものとする。なお、令和7年8月25日付職歴第0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を、以下「通達」という。また、通達における「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」を、以下「別添2」という。

項番	職種	通達別添2に定める比較対象となる職種
A	自動車教習所指導員	03199その他の学校等教員
B	製品製造作業	067生産設備オペレーター(金属製品)
C	製品プレス・鋳造作業	071製品製造・加工処理工(金属製品)
D	金属溶接作業	07113金属溶接・溶断工
E	ガラス器具製造作業	07302窯業・土石製品製造工
F	プラスチック製品製造作業	07308プラスチック製品製造工
G	ワイヤーハーネス製造作業	07408電線製造工
H	製品検査作業	076製品検査工(金属製品)

- A、D、E、F及びGについては、業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用するものとする。一方、B、C及びHについては、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。
- 地域調整については、派遣就業場所を管轄するハローワークを基準とし、通達別添3「職業安定業務統計による地域指数」を適用するものとする。
- 時間外労働手当、深夜労働手当及び休日労働手当については、基本給等とは分離し、第5条の定めるところにより支給するものとする。
- 通勤手当については、基本給等とは分離し、第6条の定めるところにより支給するものとする。
- 退職手当については、基本給等とは分離し、第7条及び第8条の定めるところにより支給するものとする。

年の数値の平均値(当該数値を合算して2で除して得た数値)を下回らないものとする。

第8条(退職手当の支給基準)

対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとするものとする。なお、勤続年数の計算に当たっては、本制度の適用開始日である令和2年4月1日を起算日とし、同日以降の在籍期間を算入するものとする。

- 別表3に示したものと比べて、退職手当の支給に必要な最低勤続年数が同年以下となる内容とするものとする。
- 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上となる内容とするものとする。

第9条(賃金の決定に当たっての評価)

- 基本給等の決定は、毎年1回実施する勤務評価の結果に基づき行うものとする。
- 前項の勤務評価は、勤務の内容、勤務の成果、能力及び経験の向上等を公正に評価するものとし、派遣先からの業務遂行状況等に関する情報提供を踏まえ、派遣元が、面談その他の方法により総合的に実施するものとする。
 - 基本給等は、前各項の評価結果に基づき、別表2に定める基準に従って決定するものとする。

第10条(賃金以外の待遇)

教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、通常の労働者との均衡を考慮し、不合理な待遇差が生じないように決定するものとする。

第11条(教育訓練)

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練実施計画に従って、着実に実施するものとする。

第12条(その他)

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議するものとする。

第13条(有効期間)

- 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとするものとする。
- 本協定の有効期間満了後に締結する労使協定についても、労使は、本協定に定める対象従業員の賃金の額を基準として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和 8年 3月 26日

(甲) 株式会社インセック 代表取締役 鈴木 聡

(乙) 株式会社インセック 過半数労働者代表 ACOP TITO JR AMB

第4条(基本給等)

対象従業員の基本給等は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとするものとする。

- 別表1に定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上とするものとする。
- 別表2に定める各等級の職務と、別表1に定める同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は、次のとおりとするものとする。なお、能力及び経験とは、対象従業員が従事する職種における職務遂行能力及び当該職種に係る業務経験をいう。
Aランク:当該業務に係る高度な技術又は判断を要する職務を主体的に遂行する能力及び経験(目安:10年以上)
Bランク:当該業務に係る標準的な職務を自立して遂行する能力及び経験(目安:3年以上10年未満)
Cランク:当該業務に係る補助的又は基礎的な職務を遂行する能力及び経験(目安:3年未満)
- 対象従業員の基本給等は、職務の内容、勤務の成果、意欲、能力及び経験その他の就業の実態を公正に評価した結果を踏まえて決定するものとし、当該評価の結果に応じて昇給その他の処遇の改善を行うものとする。
- 前各項に定める基本給等の額は、通達別添2に定める一般基本給・賞与等の額に、能力・経験調整指数及び通達別添3に定める地域指数を適用して算出した額以上とするものとする。

第5条(割増賃金)

対象従業員の時間外労働手当、深夜労働手当及び休日労働手当は、労働基準法その他の法令に定める割増率以上で支給するものとする。

第6条(通勤手当)

対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とし、その算定方法は次の各号のとおりとするものとする。

- 地蔵検察サービス等の客観的な指標に基づき、自宅住所から就業先までの通勤経路に係る距離を片道通勤距離として甲が決定するものとする。なお、複数の経路がある場合は、経済性及び合理性を考慮し、最も距離が短く、かつ原則として有料道路を使用しない経路を採用するものとする。
- 前号の距離に基づき算出した往復通勤距離に、燃料相場等を勘案して甲が定めるキロ単価(本協定締結時点においては1キロメートル当たり14円)を乗じた額を1日当たりの通勤手当とし、突出日数分を支給するものとする。
- 片道通勤距離が2キロメートル未満の場合、自転車又は徒歩による通勤の場合、又は甲が用意する送迎手段若しくは貸与車両を利用する場合は、通勤手当を支給しないものとする。
- 通勤手当の支給額は、月額14,000円を上限として支給するものとする。

第7条(退職手当の算定基準)

対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとするものとする。

- 退職手当の支給に必要な最低勤続年数は、通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」における「退職一時金支給のための最低勤続年数(調査産業計)」の調査結果を踏まえつつ、対象従業員の中長期的なキャリア形成の促進及び所得の安定を図る観点から、4年とするものとする。
- 退職時の勤続年数ごとの支給月数は、通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の「モデル退職金(調査産業計)」における高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じて得た数値とするものとする。なお、統計資料に数値が存在しない勤続4年の支給月数については、勤続3年及び勤続5

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
		100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	3199 その他の学校等教員	1,263	1,437	1,538	1,576	1,687	1,802	2,241
2	地域調整 鳥田 98.7	1,247	1,419	1,519	1,556	1,666	1,779	2,212

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ^{※1}	基本給等の額 (時給換算) ^{※2}	≧	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ^{※3}	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,780~		1,779	10年
Bランク	中級	1,560~		1,556	3年
Cランク	初級	1,250~		1,247	0年

(備考)

- 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
- 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び給与手当をいう。以下同じ。))について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
- 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	67 生産設備オペレーター (金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,182	1,345	1,440	1,475	1,579	1,687	2,097
2	地域調整	掛川 99.5	1,177	1,339	1,433	1,468	1,572	1,679	2,087

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	67 生産設備オペレーター (金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,182	1,345	1,440	1,475	1,579	1,687	2,097
2	地域調整	鳥田 98.7	1,167	1,328	1,422	1,456	1,559	1,666	2,070

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ^{*1}	基本給等の額 (時給換算) ^{*2}	≡	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ^{*3}	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,680～		1,679	10年
Bランク	中級	1,470～		1,468	3年
Cランク	初級	1,180～		1,177	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び給手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ^{*1}	基本給等の額 (時給換算) ^{*2}	≡	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ^{*3}	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,670～		1,666	10年
Bランク	中級	1,460～		1,456	3年
Cランク	初級	1,170～		1,167	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び給手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	71 製品製造・加工処理工 (金属製品)	通達に定める職業安定業務統計	1,193	1,358	1,453	1,489	1,594	1,702	2,116
2	地域調整	鳥田 98.7	1,178	1,341	1,435	1,470	1,574	1,680	2,089

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	7113 金属溶接・溶断工	通達に定める職業安定業務統計	1,230	1,400	1,498	1,535	1,643	1,755	2,182
2	地域調整	鳥田 99.5	1,224	1,393	1,491	1,528	1,635	1,747	2,172

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ^{*1}	基本給等の額 (時給換算) ^{*2}	≡	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ^{*3}	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,680～		1,680	10年
Bランク	中級	1,470～		1,470	3年
Cランク	初級	1,180～		1,178	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び給手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ^{*1}	基本給等の額 (時給換算) ^{*2}	≡	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ^{*3}	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,750～		1,747	10年
Bランク	中級	1,530～		1,528	3年
Cランク	初級	1,225～		1,224	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び給手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	7302 窯業・土石 製品製造工	通達に定める 職業安定 業務統計	1,166	1,327	1,420	1,455	1,558	1,664	2,068
2	地域調整	豊田 98.7	1,151	1,310	1,402	1,437	1,538	1,643	2,042

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	7308 プラスチック 製品製造工	通達に定める 職業安定 業務統計	1,157	1,317	1,409	1,444	1,546	1,651	2,053
2	地域調整	掛川 99.5	1,152	1,311	1,402	1,437	1,539	1,643	2,043

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ¹	基本給等の額 (時給換算) ²	iv	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ³	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,645~		1,643	10年
Bランク	中級	1,440~		1,437	3年
Cランク	初級	1,155~		1,151	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ¹	基本給等の額 (時給換算) ²	iv	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ³	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,645~		1,643	10年
Bランク	中級	1,440~		1,437	3年
Cランク	初級	1,155~		1,152	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	7408 電線製造工	通達に定める 職業安定 業務統計	1,071	1,219	1,304	1,337	1,431	1,528	1,900
2	地域調整	掛川 99.5	1,066	1,213	1,298	1,331	1,424	1,521	1,891
3	基準値(0年)を地域別最 低賃額とした額		1,097	1,249	1,337	1,370	1,466	1,566	1,947

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ¹	基本給等の額 (時給換算) ²	iv	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ³	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,570~		1,566	10年
Bランク	中級	1,370~		1,370	3年
Cランク	初級	1,100~		1,097	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	76 製品検査工 (金属製品)	通達に定める 職業安定 業務統計	1,153	1,312	1,404	1,439	1,540	1,645	2,045
2	地域調整	掛川 99.5	1,148	1,306	1,397	1,432	1,533	1,637	2,035

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ¹	基本給等の額 (時給換算) ²	iv	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ³	対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,640~		1,637	10年
Bランク	中級	1,435~		1,432	3年
Cランク	初級	1,150~		1,148	0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
			100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4
1	76 製品検査工 (金属製品)	通達に定める 職業安定 業務統計	1,153	1,312	1,404	1,439	1,540	1,645	2,045
2	地域調整	異田 98.7	1,139	1,295	1,386	1,421	1,520	1,624	2,019

別表2 対象従業員の基本給等の額

等級	職務の内容 ¹	基本給等の額 (時給換算) ²	対応する 一般の労働者の 平均的な 賃金の額 ³	
				対応する 一般の労働者の 能力・経験
Aランク	上級	1,625～	≒	1,624 10年
Bランク	中級	1,425～		1,421 3年
Cランク	初級	1,140～		1,139 0年

(備考)
*1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める。
*2 派遣労働者の基本給等(基本給、賞与及び手当をいう。以下同じ。)について、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除いた額を時給換算したものを記載する。
なお、勤務評価の結果、経験の蓄積や能力の向上が認められた場合は、昇格ならびに賃金改訂を行う。
*3 各等級における職務の内容がどの程度の能力及び経験年数に相当するかについて労使で対応関係を定め、その基準に応じて、同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載する。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

		勤続年数									
		4年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.9	1.2	2.5	4.4	6.0	8.3	10.2	11.6	11.8	-
	会社都合 退職	1.2	1.5	3.2	5.5	7.1	9.8	11.6	13.1	13.5	15.1

(資料出所)「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の場合(64.2%)を算じた数値。なお、統計資料に数値が存在しない勤続4年の支給月数については、勤続3年及び勤続5年の数値の平均値とする。

別表4 対象従業員の退職手当の額¹

		勤続年数 ²										定年 ³
		4年 以上 5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上 30年 未満	30年 以上 35年 未満	35年 以上 37年 未満	37年 以上 定年		
支給率 (月数)	自己都合 退職	0.9	1.2	2.5	4.4	6.0	8.3	10.2	11.6	11.8	-	
	会社都合 退職	1.2	1.5	3.2	5.5	7.1	9.8	11.6	13.1	13.5	15.1	

(備考)
*1 退職手当については、退職時の基本時間給額に所定就業時間を乗じ、さらに所定平均出勤日数を乗じて得た額を退職手当の1か月の額とする。
*2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は4年とし、退職時の勤続年数が4年未満の場合は支給しない。
*3 定年とは、高校卒業後から60歳の定年年齢まで継続勤務した場合の勤続年数をいい、その年数は42年とする。